

令和7年7月16日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更並びに「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定について

平素は本会事業の推進につきまして、ご高配賜り御礼申し上げます。

標記につきまして日本医師会から通知がありました。

同通知は、中央防災会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにより、新たな被害想定並びに報告書が令和7年3月31日に公表され、それを受けて「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更並びに「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定について、令和7年7月1日の中央防災会議で答申がなされ、同日変更にかかる通知が発出されました事をお知らせするものです。変更後の推進基本計画本文、新旧対照表等 については下記 URL よりご確認ください。

また「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を受け、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された地域内（今回、新たに16市町村が追加）では、指定行政機関、指定公共機関、推進地域内の都府県・市町村等が作成する「南海トラフ地震防災対策推進計画」、また医療機関・介護施設を含む不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者等が作成する「南海トラフ地震防災対策計画」については、新たに作成または見直しが必要となる場合がございます。（基本計画「第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」並びに「第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項」参照）

貴会におかれましては、本件ご了知の上、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

参考：内閣府 HP 南海トラフ地震防災対策

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>

大阪府医師会 救急災害医療課  
TEL：06-6763-7003